

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第14回 民商事案件の審理期間を厳格に規範化

これまで長い間、中国の一部の地方裁判所では、裁判の審理期間が不当に引き延ばされるという状況が発生し、当事者を大いに困らせてきました。これについて、最高裁判所より今年4月25日に「民商事案件の審理期間延長および開廷審理延期の問題を厳格に規範化することに関する規定」（以下「審理期間規定」という）が公布され、裁判所の審理期間を厳しく規範化することになりました。今回は、これについてご説明いたします。

## ◇裁判所により審理期間が不当に引き延ばされたために企業が損失を被ったケース

A社は、中国に設立された日系独資企業で、中国国内資本企業であるB社と専用生産ラインの建設について契約を締結していた。契約の約定により、A社は工程が80%まで完了した時点でB社に残りの工事費用を全額支払うことになっていたが、予算超過を理由に、A社はB社から1000万円の追加支払いを要求された。A社が、B社によるこの要求は、法律・契約ともに根拠のないものとして拒否すると、B社は工事を即座に停止したため、当該生産ラインの建設が完了せず、稼働できない状態となった。何度も交渉したが、いずれも不調に終わったため、A社はやむなく裁判所に訴えを提起し、本契約の解除と、返還すべき残りの工事費と違約金の合計3000万円の支払いをB社に対して求めた。

A社では、事実が明白であることから、「民事訴訟法」に規定される審理期間内に本件の審判が完了し、3000万円が支払われるものと予測していた。損失を減らすために、A社は別の国内資本の製造メーカーであるC社と新たな契約を締結し、残りの工事の完了を委託した。ところが、裁判所により無断で案件の審理期間の延長が決定され、3000万円の資金が予定していた時期に回収できなくなり、A社の流動資金に不足が生じたため、C社への工事費の支払いが滞る事態となった。違約となることを避けるため、最後には本社に緊急増資を要請してA社へ資金を注入してもらい、この危機を乗り越えた。

## ◇各地の裁判所で、民商事案件の審理期間が厳しく規範化されることに

中国の「民事訴訟法」では、案件の審理期間について次のように規定されている。(1)第一審案件（普通手続き）：6カ月(2)第一審案件（簡易手続き）：3カ月(3)判決の上訴案件：3カ月(4)裁定に対する上訴案件：30日。

「民事訴訟法」で、特殊な状況においては審理期間を延長できることが規定されているものの、審理期間延長の具体的な手続きについては明確な規定がなく、不当な運用を招いていました。

「審理期間規定」では、延長申請のタイミング、審理認可担当者の責任および申請者の説明責任に関し、審理期間を延長する手続きについて具体的に規定しています。

●合議廷は審理期間が満了する15日前までに裁判所長に申請し、かつ詳細状況および理由を説明しなければならない。所長は、審理期間満了の5日前までに決定しなければならない。

●裁判所長により認可された延長審理期間を過ぎても結審せず、再び延長する必要があるときは、審理期間が満了する15日前までに上級の裁判所に報告して認可を取得しなければならない。上級の裁判所は、審理期間満了の5日前までに決定しなければならない。

このほか、不当な延長行為を防止するために、以下の手段が講じられています。

▼裁判所は案件の立件タイミング、審理期間、その控除、延長、再計算、開廷審理を延期する状況および事由について、インターネット等の手段により速やかに、当事者およびその代理人に開示しなければならない。

▼故意または過失により 案件の処理を遅らせて損失をもたらした場合、関係者に行政処分を科す。

このほか、注目される留意点に以下のものがあります。

■審理期間とは、立件日から判決の言い渡し、調停書の送達日までの期間をいうが、公告期間、鑑定期間、当事者双方の和解期間、管轄異議の処理期間は含めない。このため、審理期間の最終決定は、かなり複雑なものとなる。

■当事者に外国企業や外国人を含む訴訟は「涉外訴訟」となり、「民事訴訟法」の上記の審理期間に関する制限を受けないため、現地法人のみを当事者として訴訟を行うならば、「審理期間規定」を利用できるが、日本の本社をも当事者として参加させる場合、「審理期間規定」を利用することは困難となる。

#### ◇日系企業の対応およびアドバイス

各地、各級の裁判所で民商事案件の審理期間厳守が規範化されることは、日系企業が訴訟の完了時期をより正確に予測し、訴訟対応の不確定性を少なくするのにプラスの効果をもたらすと思われる。規定を十分に理解した上で柔軟に運用し、企業の利益を最大化する結果を目指すことが望ましいと思われます。

## 黒龍江省七台河市、1～3月GDP増加率省内最高

中国黒龍江省東部の七台河市はこのほど、同市の今年1～3月の域内総生産(GDP)が前年同期比7.0%増の45億3200万元(約790億円)となり、省内の地域別で増加率が最高だったと公表した。第一財經が21日伝えた。

同市は中国を代表する石炭生産地の一つとして知られてきたが、近年は環境に優しい産業の発展を目指し、電子商取引(EC)の成長を促している。同取引での主な販売品目は穀物や野菜、畜産物、山菜など。販売増によって農畜産物の加工能力は年間70万トンに拡大した。(時事)

## ハルビン空港、関税支払いにモバイル決済を試験導入

中国黒龍江省のハルビン税関は、ハルビン太平国際空港(ハルビン空港)で今月14日から、海外の旅客が持ち込む荷物にかかる入境物品輸入税のモバイル決済を試験的に開始したことを明らかにした。東北網が21日伝えた。

13日まで関税の納税は現金かクレジットカードのみで、現金もカードもない場合にはいったん荷物を税関に預け、後で納税する必要があった。

今回、可能になったのは中国で広く普及している「支付宝(アリペイ)」と「微信支付(ウィーチャットペイ)」によるモバイル決済。最短10秒で納税が完了し、通関手続きの効率が上がると期待されている。(時事)

## 吉林省都市部、17年の「非私営組織」賃金7.8%増

中国吉林省統計局は18日、2017年に同省都市部の「非私営組織(国有企業や国内の株式制企業、外資企業などを含む)」の平均賃金が6万1451元で、前年から9.5%増加したことを発表した。物価の影響を除いた実質増加率は7.8%だった。17年の同賃金の増加率は16年に比べ0.7ポイント上昇した。

同省の市別でみると、最高は長春市の7万2136元。2位は吉林市の5万9374元、3位が四平市の5万5274元だった。

業種別では金融業が最も高く、8万7154元。次いで、電力・熱・ガス・水の生産供給業の7万5680元、情報・ソフトウェア・情報サービスの7万2064元などだった。(時事)